

訪問看護事業運営規程

第1条（事業の目的）

この規程は、社会福祉法人^{恩賜}_{財団}済生会支部栃木県済生会が設置する訪問看護ステーションほっと（以下「ステーション」という。）の看護師その他の事業者（以下「看護師等」という。）が、家庭において療養生活をしていて、主治医が訪問看護の必要性を認めた対象者に対し、以下の事項の実現に向け適正な訪問看護及び介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

- 1 自立の可能性を最大限に引き出し、意欲を高める支援を行う。
- 2 能力に応じた自立した生活を営むことができるよう、その療養生活の質が向上するよう支援する。
- 3 心身機能の維持回復を目指す。

第2条（運営方針）

- 1 ステーションの看護師等は、対象者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅医療が継続できるように支援する。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 訪問看護ステーションほっと
- 2 所在地 宇都宮市竹林町958
(サテライト) 宇都宮市徳次郎町2479-1
特別養護老人ホームとちの木荘内

第4条（職員の種類、員数及び職務内容）

ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1 職種、員数

- | | | |
|---------|-------|-------------|
| (1) 管理者 | 看護師 | 1名（常勤1名／兼務） |
| (2) 職員 | 看護師 | 2. 5名以上 |
| | 理学療法士 | 1名以上 |

2 職務内容

- (1) 管理者は、所属職員を指導監督し、事業の適切な運営が行われるよう総括する。
- (2) 職員は、訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。

第5条（営業日及び営業時間）

ステーションの営業日及び営業時間は、社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部栃木県済生会宇都宮病院就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。
ただし、国民の祝日・創立記念休日（6月第2月曜日）
年末年始（12月29日から1月3日まで）・第2土曜日を除く。
- (2) 営業時間 月曜日から金曜日 午前9時00分から午後5時00分まで
土曜日 午前9時00分から午後0時00分まで
ただし、訪問日・訪問時間については、対象者の希望に応じる。
- (3) 電話により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第6条（訪問看護の提供方法）

訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の利用希望者が主治医に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づき看護計画書を作成し、実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

第7条（訪問看護の内容）

訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察・健康管理
- (2) 入浴等の清潔援助の実施・相談・指導
- (3) 食事及び排泄等、日常生活の世話の相談・指導
- (4) 褥瘡処置の実施・相談・指導
- (5) リハビリテーションの実施・相談・指導
- (6) ターミナルケア
- (7) 医師の指示による医療処置の実施・相談・指導
- (8) 介護用品に関する相談・指導
- (9) 介護方法に関する相談・指導
- (10) 介護者の精神的援助
- (11) 保健・福祉サービス等の活用の支援
- (12) その他、前各号に属さない療養上の必要な世話及び診療補助

第8条（緊急時等における対応方法）

- 1 看護師等は、訪問看護を実施中に利用者の病状が急変・その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う。
- 2 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者に報告する。

第9条（利用料）

- 1 訪問看護の利用料は、次の各号に定めるものを徴収する。
- 2 基本利用料は、老人保健法・健康保険法及び介護保険法の定める自己負担金額を徴収する。
- 3 その他利用料として、次の額を徴収する。

（1）各種健康保険におけるその他利用料

利用者が希望した場合

休日計画外の場合	1回毎に	1,570円
90分を超える場合	30分毎に	1,250円
時間貸し駐車場を使用した場合	1回毎に	駐車料金
訪問時キャンセルした場合	1回毎に	2,040円

（2）介護保険におけるその他利用料

利用者が希望した場合

90分を超える場合	30分毎に	1,250円
訪問時キャンセルした場合	1回毎に	2,040円

（3）交通費（内税）通常の事業実施地域以外の訪問看護の場合は次の額を徴収する。

片道10km以上、1km増す毎に 50円

（4）死亡時の看護 10,000円

（5）その他、必要経費については、実費を徴収する。

第10条（通常の事業実施地域）

通常の事業実施地域は宇都宮市とする。

第11条（相談・苦情の対応）

- 1 ステーションは、利用者から相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録を行い、栃木県済生会支部第三者委員会に報告し、訪問看護終了日から2年間保存する。

第12条（事故処理）

- 1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに済生会宇都宮病院、区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、訪問看護終了日から2年間保存する。
- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第13条（虐待の防止）

事業者は利用者の人権の擁護および虐待の防止等のため、必要な措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について看護職員等に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、看護職員等に対し虐待防止のための研修を定期的実施する。また適切に実施するための担当者をおくものとする。

第14条（身体拘束の防止）

- 1 事業者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。
- 2 やむなく身体拘束を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第15条（その他運営についての留意事項）

- 1 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るための研究、研修の機会を設けるとともに、勤務体制を整備する。
- 2 職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、これは職員でなくなった後においても同様とする。
- 3 ステーションは、訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護終了日から5年間保管しなければならない。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人^{恩賜}済生会支部栃木県済生会とステーションの管理者との協議に基づいて定める。

附則	この規程は、	平成 9年 6月 1日	から施行する。
附則	この規程は、	平成16年 5月 1日	から施行する。
附則	この規程は、	平成16年10月12日	から施行する。
附則	この規程は、	平成17年 5月 1日	から施行する。
附則	この規程は、	平成18年 4月 1日	から施行する。
附則	この規程は、	平成18年 7月 1日	から施行する。
附則	この規程は、	平成21年 3月 1日	から施行する。
附則	この規程は、	平成23年 3月 1日	から施行する。
附則	この規程は、	平成24年 4月 1日	から施行する。
附則	この規程は、	平成27年 4月 1日	から施行する。
附則	この規程は、	平成30年 4月 1日	から施行する。
附則	この規程は、	平成31年 3月 1日	から施行する。
附則	この規程は、	令和 元年10月 1日	から施行する。
附則	この規程は、	令和 2年 2月 1日	から施行する。
附則	この規程は	令和 3年 1月 1日	から施行する。
附則	この規程は	令和 3年 4月 1日	から施行する。
附則	この規程は	令和 3年10月 1日	から施行する。
附則	この規程は	令和 5年 4月 1日	から施行する。
附則	この規程は	令和 6年 6月 1日	から施行する。